

**令和 8 年度 群馬県立高等学校入学生向け
1 人 1 台端末販売・支援金申請代行業務協定
募集要項**

令和 7 年 1 1 月

群馬県 教育委員会

1 目的

本募集要項は、令和 8 年度群馬県立高等学校等入学生への学習用端末等の販売斡旋及び支援金申請代行業務（以下「本業務」という。）について、協定の相手方を選定するにあたりプロポーザルを実施し、応募した者の中から協定締結に係る優先交渉権者を選定するために必要な事項を定めたものである。

2 業務の概要

（1）名称

令和 8 年度 群馬県立高等学校入学生向け 1 人 1 台端末販売・支援金申請代行業務

（2）実施者

群馬県教育委員会教育長 平田郁美（担当:総務課、管理課、高校教育課）

（3）協定相手方

1 者

（4）協定期間

協定締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

（5）費用

協定に係る業務の費用は、全て提案者の負担とする

（6）業務内容等

業務仕様書のとおり

3 応募資格

次の条件のすべてを満たしていること。

- ・ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- ・ 群馬県の入札参加制限を受けている期間中の者でないこと。
- ・ 群馬県令和 6・7 年度物件等購入契約資格者名簿に登載されていること。ただし、名簿に登載されていない場合でも、「5 参加申込方法－参加申込」に記載する所定の書類の提出により、県教育長が参加を認めた場合は本条件を満たすこととする。
- ・ 会社法に基づく清算の開始、破産法の規定に基づく破産申し立て、会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者（再生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く）でないこと。

- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第3条及び第4条による指定を受けた指定暴力団等及びその暴力団員でないこと。
- ・ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- ・ 本店所在地において国税、都道府県税、市町村税の滞納をしていないこと。

4 スケジュール

項目	スケジュール
提案募集	令和7年11月4日～11月26日 終日
質問受付<任意>	11月4日～11月12日 PM5時
参加申込<必須>	11月4日～11月19日 PM5時
デモ機送付<必須>	11月4日～11月26日
提案<必須>	11月4日～11月26日 終日
審査	令和7年11月27日～12月上旬
書類・実機審査	11月27日～12月上旬
選定結果の通知予定	12月上旬
協定の締結	令和7年12月下旬

5 参加申込方法

- ・ 参加申込、提案受付等は、基本的に Web での受付とする（URL は公募 Web ページに記載）。
- ・ 審査ではデモ機を用いる為、審査対象機種を県庁宛てに送付のこと。

項目	提出方法	期限	様式など	受領連絡/内容の開示等
質問受付 <任意>	電子申請システム (利用者登録不要)	11/12 17 時	電子申請システムに入力	・ 5 日以内にメールで回答。 ・ 質問内容/回答を、Web ページに公開。（ただし質問者の具体的提案内容に密接に関わるものを除く）
参加申込 <必須>	電子申請システム (利用者登録が必要)	11/19 17 時	電子申請システムに入力 + ファイルアップロード <提出ファイル> ・ 会社概要資料 ※群馬県令和 7・8 年度物件等購入契約資格者名簿に登載されていない者は以下も提出。 ・ 宣誓書(様式 5) ・ 登記事項証明書(3 か月以内に発行されたもの) ・ 決算に係る財務諸表(直近 2 期分)	・ メールで受領確認連絡。 ・ 申込は非公開として扱う。
提案 <必須>	電子申請システム (利用者登録が必要)	11/26 終日	電子申請システムに入力 + ファイルアップロード (最大 100MB) <提出ファイル> ・ 提案書 (様式任意) ・ 端末スペック表(様式 1・2・3) ・ 過去実績表 (様式 4)	・ メールで受領確認連絡。 ・ 申込は非公開として扱う。
	デモ機の送付	11/26 終日	送付又は持参	・ 受領後に受領確認連絡。 ・ 審査後に返却。
審査結果	-	-	-	・ 審査終了後、全ての提案者にメールで結果通知。 ・ 優先交渉権者を Web ページで公開。

(1) 端末スペック表等について

- ・ 端末スペック表、過去実績表及び提案書は電子ファイルで作成し提出すること。

① 端末スペック表

提案する端末のスペックを様式1、様式2、様式3に記載すること。

様式	端末スペック表／必須提案機種（様式1） 端末スペック表／任意提案機種（様式2） 端末スペック表／その他の提案機種（様式3）
形式	エクセル形式のまま提出すること
内容	提案する機種について、以下の様式を提出してください。 （1は必須。2、3は任意。） <u>1. 必須提案機種（様式1）</u> Windows 及び Chromebook をそれぞれ1台ずつ提案することを必須とする。 ・ 必須提案機種（様式1）に記載した機種は、デモ機を送付すること。 ・ 65,000 円（税込み）（本体＋3年保証＋送料）以下の機種を提案すること。 <u>2. 任意提案機種（様式2）</u> 必須提案機種（様式1）以外の Windows 及び Chromebook をそれぞれ2台まで任意に提案することができる。 ・ 100,000 円（税込み）（本体＋3年保証＋送料）以下の機種を提案すること。 <u>3. その他の提案機種（様式3）</u> 必須提案機種（様式1）及び任意提案機種（様式2）以外の Windows 及び Chromebook、並びに iPad 及び MacBook を任意に提案することができる。

② 過去実績表

過去2年間で同種又は類似業務の受注実績がある場合、様式4に記載すること。

様式	過去実績表（様式4）
形式	エクセル形式のまま提出すること
内容	同種または類似業務の受注実績を記載。

③ 提案書

以下に従って作成すること。

形式	プレゼンテーション形式、16:9 が望ましい 参考資料等があれば、併せて提出すること
内容	以下の内容について、資料を提出すること （1、2、3は必須。4は任意。）

1. 販売スキームについて

- ・仕様書を確認し、端末の販売（EC サイト／店舗）⇒決済⇒配送までのフローについて記載すること。
- ・生徒・保護者にとって、わかりやすく・安心して・簡便に端末を購入できるよう、販売において工夫している点を記載すること。
- ・支払い方法を記載すること（クレジットカード、コンビニ支払い、電子マネーなど複数ある場合は全て）。
- ・端末購入に関するヘルプデスクの実施体制について記載すること。

2. 保証について

- ・必須提案機種に設定した保証内容を記載する。なお、具体的な事例を用いてわかりやすく説明すること。
- ・端末が故障・破損等した場合の対応フローについて記載すること。

3. 本業務における強みについて

- ・本業務における独自性や強み、アピールしたい点等を記載すること。

※本業務における強みの中で、端末スペック表／その他の提案機種（様式3）の内容も評価する。

4. 本業務以外での群馬県教育委員会との協働・連携案について

- ・県教育委員会では、県立高校生がデジタルツールを活用する機会を増やし、さらなる ICT スキルの向上に資する取組を進めたいと考えている。このことについて、県教育委員会と協働・連携できる提案があれば記載すること。

6 審査

- ・ 協定締結に係る優先交渉権者を1者選定する。
- ・ 優先交渉権者選定に係る審査委員会にて、書類とデモ機で審査する。

(1) 審査観点

以下の観点で審査を実施。重点項目は、他項目より配点を高くする予定。

項目				観点	重点	書類等
端末に関する評価	必須提案機種	Windows 1 台	価格	価格が安価か（本体+保証+送料）	○	必須提案機種 （様式 1） ・ デモ機
			スペック	スペックの高さ	○	
			デザイン	生徒にとって使いやすいデザインか		
		Chromebook 1 台	価格	価格が安価か（本体+保証+送料）	○	
			スペック	スペックの高さ	○	
			デザイン	生徒にとって使いやすいデザインか		
	任意提案機種	Windows Chromebook それぞれ 2 台まで	価格に対する スペック	価格に対するスペックの高さ	○	任意提案機種 （様式 2）
			デザイン	生徒にとって使いやすいデザインか		
			機種の充実	生徒・保護者にとっての選択肢の広さ		
販売・保証等に関する評価			販売スキーム	生徒・保護者にとっての購入のしやすさ	○	提案書(販売スキーム)
			保証	保証条件の広さ、利用のしやすさ	○	提案書(保証)
			本業務における強み	生徒・保護者にとっての有益性		提案書(強み) ・ その他の提案機種(様式 3)
その他			過去実績	端末販売・支援金関連事務に関する蓋然性		過去実績表 （様式 4）
			本業務以外での連携	有効性・実現性等		提案書(本業務以外の連携)

7 留意事項

(1) 施策に関する留意

- ・ 支援金の支給がなくなる場合、申請代行業務がなくなることがある。
- ・ 生徒（保護者）は、販売される端末を購入せず、既に保有している端末を持ち込むことがあり、学校は生徒（保護者）の求めに応じて端末を貸与することも想定されることから、販売台数は想定より減少する場合がある。この場合、減った台数を群馬県教育委員会が補償して購入するものではない。

- ・ 本協定に伴う業務は、全て協定を締結した事業者の責任及び費用の負担とする。
- ・ 事業者は、注文受付締切日までに、注文のあった台数を、全て受注すること。
- ・ 事業者は、本協定に関する県との協議に柔軟かつ真摯に対応すること。

(2) 公募型プロポーザル・審査に関する留意

- ・ 選定審査会は非公開とし、内容の照会等には答えない。
- ・ 次のいずれかに該当するときは、優先交渉権者としての決定を取り消す。
 - ・ 提出書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
 - ・ 審査委員又はその関係者に接触を求める等、評価の公平性を害する行為を行ったと認められるとき。
 - ・ 事業者の決定後、経営状態の変化又は著しく社会的信用を損なう行為等により、本協定の履行が困難であると県が判断したとき。
- ・ 応募に係る費用は全て提案者の負担とする。
- ・ 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- ・ 提案後に、提案を取り下げる場合、速やかに報告をすること。
- ・ 本募集要項に定めのない事項、又はこの要項の事項について疑義が生じた場合には、必要に応じて提案者と協議の上、群馬県教育委員会教育長が定めるものとする。

(3) 協定締結の交渉に関する留意

- ・ 群馬県財務規則等に基づいて、群馬県教育委員会が優先交渉権者と協定締結の交渉を行う。
- ・ 協定締結の交渉にあたっては、企画書の内容について調整を行い、必要がある場合には、その内容を変更する場合もある。
- ・ 協定締結の際は、上記交渉による調整後の業務仕様書を改めて群馬県教育委員会から示す。
- ・ 上記交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する場合がある。